緊急事態宣言でお困りの方

**政府の｢一時支援金｣**

活用しよう

※民商は給付金の増額や対象の拡大など、中小業者支援策の充実を政府に要望しています。

民商が申請をサポート

制度開始と同時に、民商が申請をサポートします。

まずは相談の事前予約を！

自治体の給付金にも対応

自治体独自の給付金、協力金などの相談も、お気軽にお寄せください！

＜支給額の計算方法＞

前年又は前々年の対象期間の合計売上－(前年同月比▲50％以上の月の事業収入×３カ月)＝支給額

※計算例：前年1月の売上60万円、2月の売上40万円、3月の売上50万円　今年１月の売上20万円の場合

　　60万円＋40万円+50万円－(20万円×3)＝90万円→支給額＝法人60万円、個人30万円

お近くの民商にご相談を

幅広い業種が対象です

2度目の緊急事態宣言に伴って、今年１月、２月、または３月の売上高が前年比50％以上減少し、以下の要件のいずれかに当てはまる事業者

❶緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業の影響を受けた事業者（時短営業した飲食店と取引のある食品加工・製造、器具・備品、サービス、流通関連、生産者等）

❷緊急事態宣言による外出・移動の自粛による影響を受けた事業者（主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者と、その事業者に商品・サービスを提供する事業者）

法　人

**６０万円**

（上限）

（上限）

個人事業者

**３０万円**